

③環境に配慮した業務執行

環境マネジメントシステム※4の導入を検討し、省資源・省エネルギー、廃棄物の減量及びリサイクル等を推進します。

●市民と行政のパートナーシップの推進

(1)市の意思決定過程への市民参加の促進

市の方針決定や計画策定等への市民参加を促進するため、平成18年度から、審議会委員等の公募制、パブリックコメント手法の導入等の条件整備を順次進めていきます。

(2)協働のまちづくりの推進

市民と市民、行政と市民の協働（パートナーシップ）によるまちづくりを推進するため、互いの情報を共有し、共に考え行動できる環境を整えるとともに、市民が地域において自発的に行う公共的な活動やサービスの提供について、とりくいても市民の力では解決できないことを補完する制度を創設します。

①「養父市参画と協働推進条例(仮称)」の策定

市民と市民、市民と行政が共に力を合わせ、市の課題に取り組み協働の文化を振興させるため、市民と行政の共通の指針として、協働や市民の自主的な取り組みに対する行政の補完のあり方等をまとめた「養父市参画と協働推進条例(仮称)」を、平成18年度に制定します。

②協働推進のための施策の充実

市民も行政の課題を認識し、ともに考える素地を醸成するため、ケーブルテレビや市広報を有効に利用した情報提供に努めることも、行政改革期間中にNPO法人の設立やコミュニティビジネス※5の起業等に関する相談窓口の設置、市民発意に基づいた事業実施の仕組みづくり、ICT(情報通信技術)を使った協働に関する双方の地域情報システムの整備(ホームページの作成と運営)などを計画します。

③支援体制の整備

ボランティア活動など市民の自発的な活動を奨励し、支援するため、庁内に協働推進本部を設置するほか、協働事業の相談やコーディネート(物事を調整しまとめること)、研修など必要な支援を行えるよう、地域局と公民館を機能統合し、参画と協働の総合窓口とする検討を行います。

●公正の確保と透明性の向上

(1)行政評価制度の導入

行政評価とは、政策や事務、事業等を効率性や成果といった視点で客観的に評価・検証し、次の事業の見直しに生かすとともに、市民に分かりやすい市政運営を行うために実施するもので、大きく分けて事前評価と事後評価があります。

平成17年度は試験的に事後評価を実施しましたが、十分なシステムとはなっていないため、新しく事前評価と事後評価を併せた行政評価制度を整備します。

(2)分かりやすい行政情報の提供

市民の意識の高まりに伴って、サービスの対価としての税金という見方が重視されつつあり、市民の信頼確保が重要になっていきます。

このため、あらゆる行政活動の情報の公開と市民からの意見等の収集のためのシステムづくりを進めます。

(3)情報公開の推進

市民の求めに適切に応えるため、平成18年度で文書の保有状態を示す公開文書目録を作成し、公開します。

(4)タウンミーティング等、市民意見の積極的な聴取

地域審議会を開催するほか、タウンミーティングなど、市民と行政との対話を促進するための機会を設けます。

(5)積極的な情報提供

平成18年度に職員による「情報提供推進委員会(仮称)」を設け、広報課題の共有を図るとともに、効率的な取材や災害時の広報のあり方を研究します。

(6)ケーブルテレビの効果的な運用

市の政策や動きを分かりやすく提供するほか、地域協働推進の観点から、市民の自治的活動の紹介、ゴミの不法投棄を扱うなど、問題提起型の番組を強化します。合わせて、番組制作分野への市民参加領域を拡大し、コストの前減を図ります。

●電子自治体の推進

(1)情報通信技術を活用した情報提供
市ホームページの充実を図るため、各部署・課で分散入力し、職員総参加で市民に役立つコンテンツづくりを進めます。

(2)申請・届出等の電子化

市民サービスを充実する上で障害となる地理的な問題を克服するため、インターネット等を利用した申請・届出等のオンライン化を平成18年3月からスタートさせます。

■用語の解説

※1 勸奨退職/職員の希望により、要綱等に基づき勸奨の適用を市長が承認して退職する制度。
※2 フレックスタイム制/自由な時間に出退行し、所定の時間数を勤務する制度。
※3 プロジェクトチーム/特別な目的のために編成されたチーム。
※4 環境マネジメントシステム(ISO 14001)/組織が継続的に環境に配慮した事業活動を管理する仕組みについて、ISO(国際標準化機構)が定めた規格。
※5 コミュニティビジネス/市民が主体となつて、地域が抱える課題をビジネスの手法により解決し、またコミュニティの再生を通じて、その活動の利益を地域に還元するという事業の総称。